

あなたが望まない性的な行為 はどんな理由・相手でも性暴力 です！

4月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

若年層に対する性暴力の手口が巧妙になっています。なりすました相手から、言葉巧みに誘導され、自分の裸の画像を送信させられたり、SNSで知り合った相手に誘導され、わいせつな行為をさせられたりする、SNSを利用した性被害が起きています。

あなたが望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも性暴力です。

相談窓口

- 性犯罪被害相談電話（県警察本部） **#8103**
- やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた） **#8891**



あなたがYESでも、

わたしがNOなら性暴力。



ひとりで抱え込まないで、年齢・性別を問わず、相談できます。



その思いを 山形の最前線へ

～山形県警察 令和5年度採用案内～

令和5年度警察官採用試験の受験案内は、令和5年4月18日（火）より配布します。

下記、山形県警察ホームページから受験案内データをダウンロードできるほか、山形県警察本部、県内各警察署、交番、駐在所などで受け取ることができます。



春の行楽期における遭難防止 遭難しないための心掛け

- ✓ 慣れた山でも家族等に行き先を必ず告げて、複数名で入山しましょう。
- ✓ 携帯電話を持って行き、居場所が分かるようにGPS機能を有効にしましょう。
- ✓ 携帯電話の電池切れに備えて、予備バッテリーも持って行きましょう。
- ✓ 道に迷ったら来た道に戻り、分からなければ見晴らしの良い場所で救助を要請しましょう。
- ✓ 急斜面は滑落しやすいので、ヘルメットや命綱を使用しましょう。
- ✓ 短時間の入山予定でも、食料や水のほか、天候の急変に備えて雨具や防寒具を準備しましょう。
- ✓ クマとの鉢合わせを防ぐため、クマ鈴、ホイッスル、ラジオ等を携行しましょう。

募集！ 山形県少年警察大学生 ボランティア

警察では、少年と年齢が近く、少年非行防止活動に意欲的な大学生を「山形県少年警察大学生ボランティア」として委嘱し、少年非行防止・健全育成のための活動を行っています。少年の非行防止・被害防止に意欲がある大学生を募集しています。

◎お問合せ：警察本部
人身安全少年課023-626-0110



ご覧ください！県警ホームページ・SNS



これは
あやしいにゃ

慌てて
反応したら
ダメにゃ

それ、ホントに
押しても
いいにゃ?

ちょっと待で!

慌てちゃダメにゃ!!

ビーン
ビーン



このコンピュータは、複数のウイルスに感染しています。
今すぐ対処しなければコンピュータのセキュリティが全て
無効になりデータが流出します。

サポートに連絡する: 050-XXXX-△△△△

サポートを受ける

キャンセル

脅威が検出さ
ハイリスク
活動
行された脅威

セキ:

あなたのパソコンは危険
アクセス装置です。

止まれ!

請求されても
払わないにゃ!

警告音が鳴っても
まずは一呼吸して
落ちつくにゃ

警察に相談
するにゃ!

騙されたらダメにゃ!

＼電子マネー購入による架空請求増えてます!/
サポート詐欺に気をつける!

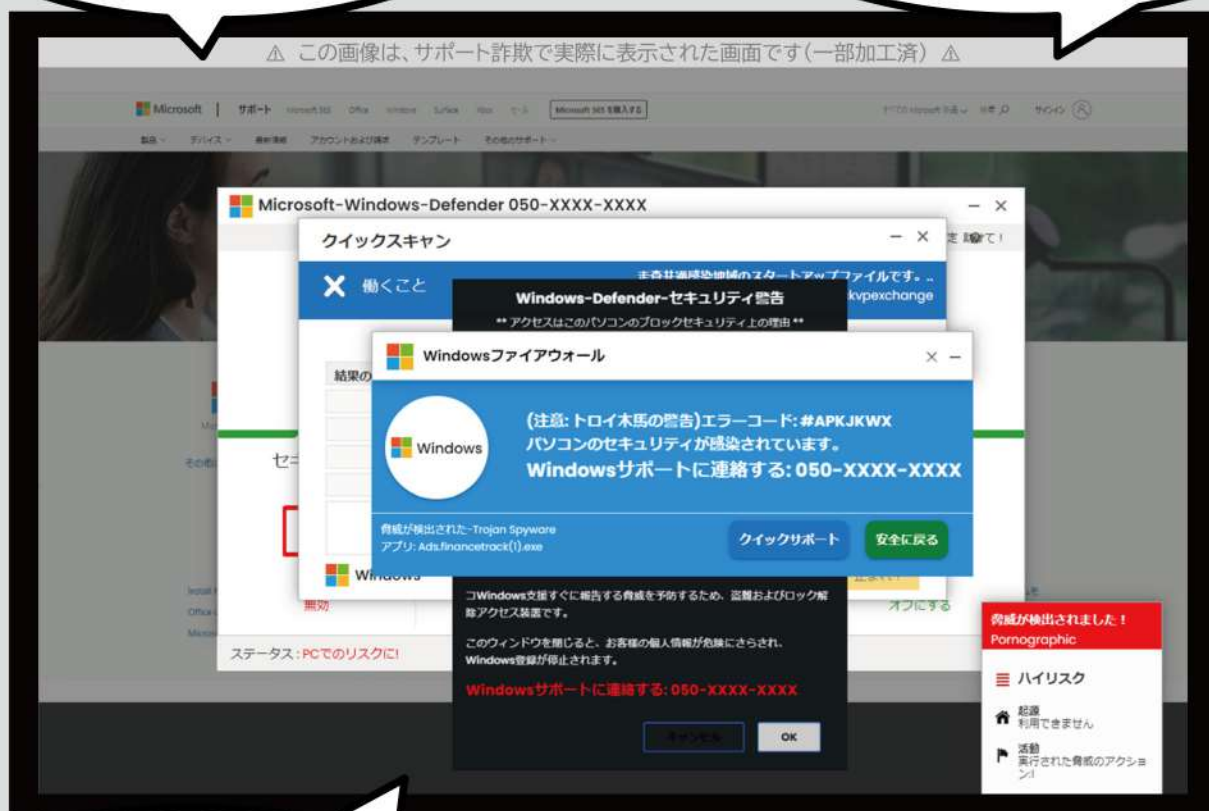
テクニカルサポート詐欺に注意しましょう!

テクニカルサポート詐欺とは、インターネット閲覧画面に「ウイルスに感染しました」等の警告を表示させたりパソコンから警告音を発して、ユーザーを不安にさせ、表示させた電話番号に電話をかけさせ、技術サポートを装った犯人がパソコンのサポートや修理名目で金銭を騙し取る手口を言います。

インターネット閲覧中に電話番号が表示された警告ポップアップや警告音が鳴っても慌てない。
電話をかけない。

警告画面や警告音を消すには「Ctrl」+「Alt」+「Delete」を同時に押すかパソコンを再起動する。

※再起動により編集中のデータが保存されない可能性があります。



電話をかけてしまった場合は、相手に言われるままにお金を支払わない。

※コンビニエンスストアで電子マネーを購入させる手口が確認されています。

困ったり迷ったら警察に相談を!

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

大蔵村及び大蔵村農業委員会では、農業委員会等に関する法律に基づき、現農業委員が令和5年7月19日で任期満了になることに伴い、次期の農業委員の推薦及び募集を行います。

また、同法により設置する農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を併せて行います。

つきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集手続等について、下記の通り実施致します。

推薦・応募資格

農業の発展に熱意を持ち、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

【農業委員・農地利用最適化推進委員】

- (1) 村内に住所を有する者を基本とし、村外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 村の職員ではない者

募集人数

【農業委員】	7人
【農地利用最適化推進委員】	4人

募集期間

令和5年3月13日（月）から令和5年4月14日（金）まで【必着】

職務内容

【農業委員】

農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。

- (1) 農業委員会総会の場において、農地法等の権限に基づく事項を審議
- (2) 農地法等に基づく申請内容についての調査
- (3) 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調査等
- (4) 各種研修会等への出席

【農地利用最適化推進委員】

担当する地区において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の調整を行います。

- (1) 担当する地区内の農地法等の申請内容及び農地の利用状況についての調査

- (2) 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調査等
- (3) 各種研修会等への出席

任期・報酬等

【農業委員】

任期：令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

報酬：年額230,000円

【農地利用最適化推進委員】

任期：令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

報酬：年額161,000円

推薦・応募方法

【推薦】

推薦の場合は、地域の農業者や農業団体の推薦が必要です。（様式第1号）

【応募】

自ら応募する場合は、応募申込書の提出となります。（様式第2号）

推薦申込書または応募申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、郵送または持参により大蔵村農業委員会事務局まで提出ください。

なお、様式については、くらっちや大蔵村ホームページよりダウンロードするか、農業委員会事務局に備え付けております。

申請者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に申込者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所及び電話番号を除くすべて

選考方法

【農業委員】

評価委員会が書類審査を行い候補者を選定し、村議会の同意を得て、村長が任命します。

【農地利用最適化推進委員】

評価委員会が書類審査を行い候補者を選定し、農業委員会が委嘱します。

お問い合わせ先

大蔵村農業委員会事務局 TEL 0233-75-2111（内線233）

－ みんなが動けば、未来も動く －

山形県議会議員選挙

投票日

4月9日(日)

投票時間

午前7時から午後7時まで

お問合せ先：大蔵村選挙管理委員会 Tel 75-2111 (内線211)

■ 投票区について

投票区	投票所	地区
第1	大蔵村中央公民館 1階集会場	白須賀、上竹野、比良稻沢、 清水一、二、三、清水台、季の里、合海、 作の巻、藤田沢、桂、大坪
第2	赤松生涯学習センター 多目的ホール	通り、赤松、烏川
第3	南山交流センター 多目的室	熊高、塩、升玉、柳沢
第4	ふるさと味来館 談話室	豊牧、滝の沢、沼の台、平林
第5	肘折いでゆ館 研修室	肘折、金山、鍵金野

■ 投票できる方・・・大蔵村の選挙人名簿に登録されている次の方です。

《 生年月日 》 平成17年4月10日までに生まれた方（満18歳以上）

《 住 所 》 令和4年12月30日までに大蔵村へ転入し、引き続き住所を有している方

※ 12月31日以降に転入された方は、転入する前の住所地で投票することになります。

※ 投票日までに大蔵村から県内の市町村に転出した方は、「引き続き山形県内に住所を有することを証するに足りる文書の提示」または「引き続き山形県内に住所を有することの確認を受けること」が必要になります。

※ 3月30日以降村内で転居された方は、転居前の住所地の投票所にお越しく下さい。
(投票所入場券の投票所をご確認ください。)

■ 投票所入場券について

- 投票所入場券は、世帯全員の分を一つの封筒に入れて、3月31日以降郵送します。
- 投票所には、忘れずに投票所入場券をお持ちください。
- 投票所入場券を紛失したり忘れたりしたときでも、ご本人であることが確認できれば投票できますので、係員に申し出てください。

■ 代理投票、点字投票について

希望される方は、投票所で申し出てください。

■ 期日前投票について

- ・ 期日前投票とは、選挙期日（4月9日）に次の理由により、投票所に行って選挙できない方が、選挙期日前に投票する制度です。
 - ① 仕事、学業、地域行事の役員、冠婚葬祭等に従事される方
 - ② ①以外の用事又は事故のため、自分の属する投票区以外に外出、旅行、滞在する方
 - ③ 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難な方
 - ④ 天災又は悪天候により、投票所に到達することが困難な方
- ・ 期間 4月1日（土）～4月8日（土）
- ・ 時間 午前8時30分～午後8時まで
- ・ 場所 大蔵村役場2階事務室
- ・ お手元に入場券がある方は、持参してください。（持参しなくても投票できます。）

■ 指定病院、老人ホームなどでの不在者投票について

- ・ 入院、入所中の病院や老人ホームなどで不在者投票をする制度です。
- ・ ただし、全ての病院や老人ホームが出来るわけではありません。都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに限りますので、事前に確認してください。
- ・ 投票用紙を、施設長等を通じて請求してもらい、施設長等が管理する場所で投票します。

■ 郵便等による不在者投票について

- ・ 身体に重い障害があり、投票に行けない方が、郵便等で投票する制度です。
- ・ 身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている方のうち、一定の障害がある方に限られます。また、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方です。
- ・ 郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求は、4月5日（水）の午後5時までです。ご相談、手続きは早めをお願いします。

■ 大蔵村以外での不在者投票について

- ・ 仕事などの理由で、大蔵村にいない方が、大蔵村以外で投票する制度です。
- ・ 大蔵村選挙管理委員会に必要な書類を請求し、交付された投票用紙等を最寄りの市区町村の選挙管理委員会に持参して、不在者投票をします。
- ・ 郵送に時間がかかりますので、早めにご相談、請求をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症で宿泊や自宅療養されている方の投票について

- ・ 新型コロナウイルス感染症で外出自粛要請により療養されている方は、郵便を利用して投票を行う「特例郵便等投票」ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

■ 開票について

- ・ 開票日時 令和5年4月9日（日）午後8時から
- ・ 開票場所 大蔵村中央公民館 1階集会場

ソラシド
本坊元児

ソラシド
水口靖一郎



勝手にオネーサン

馬場園梓

みんなが動けば、
未来も動く

「令和4年度 明るい選挙啓発
ポスターコンクール」県特選



南陽市立赤湯中学校2年
遠藤美波さんの作品



子連れもOK!
家族みんなで
選挙に行こう!

みんなを守る、感染防止対策を実施して投票を!



マスク



手指消毒



キープ дистанス



※マスク着用は個人の判断が基本となります。

第20回 統一地方選挙

午前7時から午後8時まで (一部の地域を除く)

山形県議会議員選挙

投票日

4月9日

期日前投票は8日(土)まで

期日前投票時間/午前8時30分~午後8時

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれ投票時間が異なります。

<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>

※特設ウェブサイトは3月21日から閲覧できます。



市町村の選挙

投票日

4月23日

期日前投票は22日(土)まで

期日前投票時間/午前8時30分~午後8時

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれ投票時間が異なります。

長の選挙

上市市
大蔵村

議会議員の選挙

山形市/米沢市/新庄市/寒河江市/上市市/長井市/河北町
西川町/朝日町/金山町/舟形町/大蔵村/川西町/小国町/白鷹町

期日前投票をご活用ください

レジャーや買い物などで、投票日当日に投票できそうにない人も、**期日前投票**ができます。

投票日に
予定があるから
期日前投票を
しよう



期日前投票は午前8時30分から午後8時までできます。

在宅勤務も
終わったし
期日前投票
しにいく



期日前投票の手続きは簡単です。

期日前投票所

投票日と
同じように投票
できるんだ



期日前投票を積極的に活用することは、投票日当日に選挙人が集中することを防ぎ、投票所での3密防止に繋がります。

県内で住所異動(引っ越し)された方へ

山形県議会 議員選挙

県内の市町村間で住所異動してから**3か月を経過していない方は、次の手続きで投票ができます。**
(前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

今の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

① 投票用紙等を請求



前の住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。併せて、引き続き県内に住所を有することの確認の申請も必要です。

※お早めに請求方法を最寄りの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。



② 投票用紙等入手

前の住所地の選挙管理委員会から投票用紙等が届きます。

※開封厳禁の書類を開けたり、投票用紙に記入したりしないでください。



③ 必要書類を持って不在者投票所へ



前の住所地に行って投票する方法

① いずれかの市役所・町村役場で「引き続き県内に住所を有することの証明書」(無料)を発行してもらいます。 ※この手続は省略できます。



② それを持って(期日前)投票所へ

※①の証明書を持参しない場合も、受付で申請し確認を受けることで投票ができます。(確認に時間を要する場合があります。)



投票所では感染防止対策を徹底しています

投票所が実施するもの

- 定期的な換気 ● 手指消毒液などの設置
- 投票記載台などの消毒 ● 職員のマスク着用



有権者へのお願い

- 来場前後の手洗い、手指消毒 ● 身体的距離の確保
- マスク着用は個人の判断が基本となります。
投票所には、鉛筆・シャープペンシルを持参できます。



特例郵便等投票ができます

- 新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
- 投票を希望される方は、投票用紙を請求する必要があります。

請求先：選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会
請求期限：選挙期日(投票日当日)の4日前まで【必着】



詳しくはこちら <https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>

親子で、家族で、一緒に投票へ

- 18歳から投票できます。
- 18歳未満のご家族も、一緒に投票所に入ることができます。
- 親の投票参加が、将来の子どもの投票行動に影響を与えることが分かっています。

子どもの頃に、親の投票について行ったことのある人・ない人の投票参加の比較



※H28年参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」
(18~20歳の男女3,000人に行ったインターネット調査より)

詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

水道水質検査計画の公表について

役場地域整備課

水道水質検査計画は、村民の皆様へ安全で良質な水道水を安心して利用していただくために、村が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等を定めたものです。令和5年度の水質検査計画及び令和4年中の水質検査の結果について、その概要を以下のとおりお知らせいたします。

1. 水質検査項目と検査頻度

水道施設毎の水質検査項目と検査の頻度は表1のとおりに行います。色・濁り・消毒の残留効果についても表2のとおり毎日検査します。また、本村の水道水の水源のほとんどが湧水や表流水であることから、安全性を確認するため独自の検査項目として表3のとおり指標菌検査を行います。水質検査を行う場所は表4のとおりです。

表1. 水質基準項目の検査頻度(令和5年度計画) (回/年)

区分	項目	基準頻度	清水合海地区	白須賀地区	塩藤田沢地区	肘折地区	四ヶ村地区	柳淵地区		
人の健康に影響を与える項目	病原性生物	一般細菌	12回	12回	12回	12回	12回	12回		
		大腸菌	12回	12回	12回	12回	12回	12回		
	無機物質・重金属	カドミウム及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		水銀及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		セレン及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		鉛及びその化合物	4回	4回	※1	※1	4回	※1	4回	
		ヒ素及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		六価クロム化合物	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
		亜硝酸態窒素	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		シアン化物イオン及び塩化シアン	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回	1回	4回	※1	4回	※1	4回	
		フッ素及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		ホウ素及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
		一般有機化学物質	四塩化炭素	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
			1,4-ジオキサン	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
	ジクロロメタン		4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
	テトラクロロエチレン		4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
	トリクロロエチレン		4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
	消毒副生成物	ベンゼン	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1	
塩素酸		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
クロロ酢酸		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
クロロホルム		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
ジクロロ酢酸		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
ジブromクロロメタン		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
臭素酸		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
総トリハロメタン		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
トリクロロ酢酸		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
ブromジクロロメタン		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
ブromホルム		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
ホルムアルデヒド	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回			

区分	項目	基準頻度	清水合海地区	白須賀地区	塩藤田沢地区	肘折地区	四ヶ村地区	柳淵地区	
生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目	色	亜鉛及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
		アルミニウム及びその化合物	4回	1回	※1	※1	4回	※1	※1
		鉄及びその化合物	4回	4回	※1	※1	4回	※1	※1
		銅及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	1回
		マンガン及びその化合物	4回	4回	※1	※1	4回	※1	※1
	味	ナトリウム及びその化合物	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
		塩化物イオン	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回	4回	1回	1回	4回	※1	※1
		蒸発残留物	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	発泡	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		陰イオン界面活性剤	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
		非イオン界面活性剤	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
	臭気	ジェオスミン	※2	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		2-メチルイソボルネオール	※2	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		フェノール類	4回	※1	※1	※1	4回	※1	※1
	その他	PH値	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		味	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		臭気	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		色度	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
濁度		12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	

給水栓における水質基準項目の検査は、従来全国一律に義務づけられておりましたが、地域性を考慮し水道事業者の状況に応じて検査頻度を減じることができるようになりました。本村でも水源での汚染の有無や過去の水質検査の結果などから検査頻度を決定しております。このほかにも、原水について消毒副生成物及び味以外の39項目について1回/年の検査を行います。

(※1は3年に1回の検査予定項目であり、次回の検査は令和7年度に実施予定です。)

(※2はジェオスミン及びメチルイソボルネオールの基準頻度で藻類発生月に1回検査することになっております。)

表2. 毎日検査項目

項目	基準頻度	検査頻度	備考
色	毎日	毎日	水道水の外観上から異常の有無を確認します。
濁り	毎日	毎日	
消毒の残留効果	毎日	毎日	法令で給水栓から残留塩素として0.1mg/l以上の検出が義務づけられています。

表3. 独自の検査項目

項目	検査頻度	備考
嫌気性芽胞菌	1~12回/年	クリプトスポリジウム、ジアルジア等、耐塩素性の病原性生物の有無を検査します。
大腸菌数	1~12回/年	
クリプト等検査	上記検査結果に応じて	
放射性物質(セシウム134及び137)	4回/年	放射性物質の有無を検査します。

表4. 検査場所

地区名	水質基準項目(表1)	毎日検査項目(表2)	独自の検査項目(表3)
清水合海地区	役場(給水栓)	清水地区(民家給水栓)及び自動監視装置	原水(浅井戸、深井戸)
白須賀地区	大蔵村保育所(給水栓)	白須賀地区(民家給水栓)	原水(湧水)
塩藤田沢地区	南山交流センター(給水栓)	藤田沢地区(民家給水栓)及び自動監視装置	原水(湧水)
肘折地区	肘折下水処理場(給水栓)	肘折下水処理場及び自動監視装置	原水(湧水3箇所)
四ヶ村地区	沼の台保育所(給水栓)	平林地区(民家給水栓)及び自動監視装置	原水(表流水)
柳淵地区	柳淵地区(民家給水栓)	柳淵地区(民家給水栓)	原水(湧水)

2. 臨時の水質検査

水源の水質が著しく悪化したり、異常があったとき、水源や給水区域で消化器系感染症が流行しているときなど、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときは臨時の水質検査を行います。

3. 水質検査の方法

水質基準項目の検査は、厚生労働大臣登録指定検査機関に委託し、国が定める検査方法により実施します。

4. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、検査結果を見直しながら毎年作成し、検査結果とともに公表します。令和4年度中の検査結果は表5のとおりで、全ての項目で水質基準値に適合しております。

表5. 水質検査の結果（浄水）

（令和4年1月～令和4年12月までに実施した検査結果の最大値）

項目	基準値	清水合海地区	白須賀地区	塩藤田沢地区	肘折地区	四ヶ村地区	柳瀬地区
		役場	大蔵村保育所	南山交流センター	下水処理場	沼の台保育所	民家
一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002	0.002未満
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0mg/l以下	1.13	1.84	0.72	0.35	0.2	1.73
フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満
ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
塩素酸	0.6mg/l以下	0.14	0.06未満	0.14	0.06未満	0.11	0.06未満
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.004	0.001未満
臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.004	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.008	0.001未満
トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満

項目	基準値	清水合海地区	白須賀地区	塩藤田沢地区	肘折地区	四ヶ村地区	柳瀬地区
		役場	大蔵村保育所	南山交流センター	下水処理場	沼の台保育所	民家
プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満
ブromoホルム	0.09mg/l以下	0.002	0.001未満	0.001	0.001未満	0.003	0.001未満
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005	0.005	0.005	0.008	0.009	0.003
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	0.02	0.01未満	0.02	0.02	0.03
ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	15	13.7	11.8	10.2	7.2	9.6
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
塩化物イオン	200mg/l以下	18.3	14.7	13	8.5	10.2	8
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	52	30	30	56	11	25
蒸発残留物	500mg/l以下	150	128	155	119	83	133
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3.0mg/l以下	0.4	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満
PH値	5.8～8.6	6.4-6.7	6.1-6.4	6.6-6.8	6.5-7.7	6.3-6.7	6.3-6.6
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	0.7	0.5未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.5	0.1未満	1.1	0.1未満
残留塩素（R4平均値）	0.1mg/l以上	0.25	0.18	0.28	0.25	0.20	0.14
放射性物質	放射性セシウム（Cs-134）	10Bq/kg以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム（Cs-137）	10Bq/kg以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

「未満」は定量下限値（その分析法で正確に定量できる最低濃度）未満を示します。

5. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは県の食品安全衛生課や最上保健所などの関係機関と連携し迅速に対策を講じ、適正な浄水処理を行い水道水の安全性を確保します。

※その他

- ・ 水道水質検査計画書本文及び水質検査結果の詳細について、役場ホームページにて公開しております。
- ・ 水道水の味・色・においなど異常を感じたときや、漏水等を発見したときは当課までお知らせ下さい。
- ・ 水源地付近を汚染したり、みだりに水道施設への侵入や障害を与えた者は法律により罰せられます。

大蔵村 地域整備課

電話番号 75-2111